

(別紙)

意見交換

※ 委員長は□，委員は○，事務担当者は△で表示する。

- 後見のウェブサイトについて、後見のことを全く知らない人、申立てを考えている人、既に活動している人に分けて表示すると、それだけでも違った印象になると思います。後見サイトのバナーは、大阪地家裁のトップページに設置するのではなく、大阪家裁のページのところに設置してもよいのではないのでしょうか。一般の方は、後見サイトを見付けにくいのではないのでしょうか。
- △ ウェブサイトへの掲載内容を増やすたびに、ウェブサイトを開覧する一般の方は、必要な書類等を探すのが難しくなりますので、家裁としても考えるべき事柄だと思っています。大阪家裁のページから後見サイトに入ることができない点についても、検討したいと思います。
- ウェブサイトを構成し直すことができるかどうかも含めて検討いたします。
- 事前配布資料の「後見等開始の申立てをお考えの方へ」について、「成年後見人等」という言葉がありますが、この「等」とは、どういう意味ですか。
- △ 「等」とは、保佐人、補助人や任意後見人のことです。
- この資料の標題を見ても、誰に対する文書なのか判然としません。これから後見人になりたい人や、親族の方に宛てた文書なのであれば、「後見人になろうとする方へ」とすれば取っ付きやすいのではないのでしょうか。
- また、「第三者専門職」という言葉だけでは、一般の方は、イメージが湧きません。弁護士や司法書士など、一般の方がイメージできるような言葉に言い換えるなどしてはどうでしょうか。

「後見等開始事件」とありますが、「事件」と言えば、一般に刑事事件を

イメージするので、差し障りのない言葉に言い換えることはできないでしょうか。

項目の4番に、「本人に後見が開始すると」とありますが、「本人に後見が始まると」とすべきではないでしょうか。また、7番に、「家庭裁判所の許可があれば」とありますが、「裁判所が許可すれば」としてはどうでしょうか。

△ この資料が誰に向けた文書なのか、という点ですが、申立人と後見人とを区別する必要があります。申立てをする人の中には、自分で後見人になりたい人と、後見を始めてほしいけれども後見人には別の人を選んでほしいという人とがいます。この文書は、申立てをする人に向けたものですが、中には、自ら後見人になろうとする人に向けた文章も混ざっているので、この点はよりわかりやすくする必要があります。

△ 「第三者専門職」という言葉などについては、注釈を付ける対応をするなど、検討したいと思います。

○ 私も、先ほど御意見があったように、「事件」という言葉はわかりにくいですし、一般の方が見たら怖いと思います。

ウェブサイトの後見サイトですが、一般の方は、「後見サイト」自体が何かかわからないと思いますし、自分がしようとしている手続に関係があるのかもわからないと思います。例えば、「後見人とは？」などと掲載して、制度の認知から始めるといいのではないのでしょうか。

○ 掲載されたウェブサイトの文字数が多いので、見出しの部分が浮き彫りになるような工夫をしてはどうでしょうか。例えば、「後見サイト」の第1の3の(1)の部分を見ると、①から④が(1)と同じ位置から記載されていますので、①から④について少し段を下げるとより見やすくなるのではないのでしょうか。

△ 見やすさという点では、例えば、後見人には、成年後見人と未成年後見人があり、このウェブサイトではその両方を扱っているのですが、それぞれの

ニーズのある人に向けたよいアイデアはないでしょうか。

- 成年後見人と、未成年後見人と、2つの入口を作ってはどうかでしょうか。
その先のリンクは、同じ場所になっても構わないと思います。
- ウェブサイトのデザインは、素人には難しいと思います。ウェブサイトの編集を外注に出すのは難しいのでしょうか。
- 予算の関係があります。広報に関する案件にはなかなか予算が付かないと思います。
- ちまたでは、安価で編集を請けてくれるところもあります。
- △ ウェブサイトのデザインの関係では編集のための予算が付かないのが現状で、職員がデザインを何とか工夫して掲載しているところです。
- 説明で使っていたパワーポイントのスライドの11ページはわかりやすかったと思います。情報量が多いと取っ付きにくいので、図をうまく取り入れる必要があると思います。例えば、手続について大まかな流れを図示する等です。

ウェブサイトの階層の問題もあると思います。ダウンロードのページがトップに掲載されていますが、手続の流れや説明が先にあって、これを見た上で書式をダウンロードするのが通常の流れではないでしょうか。

また、市民後見人が後見事務をする上では、色々な悩みが出てくると思います。そのときには、支援センターがサポートしていると思いますが、サポートが受けられるという点についての広報は、どこまで行き届いているのでしょうか。

- △ 支援センターのサポートは非常に充実しています。市民後見人には、弁護士や司法書士と同じように、後見事務に関する報告をしてもらっていますが、報告書の書き方についても支援センターの職員がサポートしています。

このサポートに関する広報は、支援センターがDVDやパンフレットを作成して手厚く行っていますが、あまり一般の方々まで伝わっていないように

思います。裁判所としてもバックアップしていきたいと思いますが、どのような方法がよいのか、教えていただきたいと思います。

- やはりウェブサイトを見ることは多いと思います。裁判所のウェブサイトに掲載することは難しいのでしょうか。
- 市民後見人については、裁判所から支援センターに後見人の推薦依頼をしています。裁判所が市民後見人を育成しているわけではないのですが、その育成に協力する、というスタンスですので、支援センターの広報を裁判所が主体的に行うことは難しい状況です。
- △ 支援センターでは、後見制度に関する基礎講習や実務講習が、毎年6月から10月にかけて、月平均1回程度のペースで行われており、当庁では、これらの講習に講師を派遣しています。
- 後見が始まってからもサポートをしてもらうことができると、市民後見人も安心感があると思いますが、この点についてはアピールしているのでしょうか。
- △ 裁判所が、市民後見人についてどこまでアピールしてよいのかという問題があります。例えば、親族の方で後見人になりたいという方がいるのに、市民後見人をアピールしてよいのか、などという問題です。市民後見人についてまだ知らない方に、どのような方法で知ってもらうのがよいのか、司法機関としてちゅうちょしているところです。

先日、読売新聞社に、市民後見人について記事が掲載されましたが、このような形であればよいのではないかと考えています。

- 今回取り上げさせていただいた市民後見人の記事には、記事に対する意見の連絡先を付記していますが、この連絡先ではなく、一般の意見の受付窓口には、市民後見人について一般の方からたくさんの問い合わせをいただき、市民後見人について切迫感のようなものを感じました。
- 当庁としても、市民後見人に期待をしているところです。

- 市民後見人については、一般の方に広く知ってもらう必要があるところ、行政の方では、説明会において、市民後見人が実際にどのような活動をしているかなど、実際に市民後見人として活動されている方の体験談を語ってもらうなどしています。
- △ 当庁では、市民後見人に選任された方へ後見人の活動について説明はしていますが、市民後見人になりたいという方への説明はしていません。
- 裁判所ウェブサイトは、後見に興味がない方が見ると、重く感じてやりたくないと思ってしまうのではないのでしょうか。市民後見人の方を掲載して、やりがいアピールしてはどうでしょうか。
- △ 大阪市が発行している「あんじょう」という資料があり、市民後見人のやりがいについてはこちらを御覧いただければお分かりいただけると思うのですが、これも、一般の方から見ると、やはり文字が多いのでしょうか。
- 一般の方から見ると、多いと思います。先に、市民後見人になったときのメリットやデメリットを示すと、目を引くのではないかと思います。
- △ 私も、市民後見人の方の講演会に参加したことがあります。市民後見人のやりがいや、市民後見人をするときにどのような気持ちだったのか、など、全面的に出していく方がよいように思います。
- その講演会は、限られた人しか参加していないのではないのでしょうか。
- △ そのとおりです。
- 裁判所ウェブサイトは、広く一般の方が見るものですので、ここに掲載してはどうでしょうか。
- △ ウェブサイトの記載は重く感じてしまうという点ですが、後見制度は、本人を保護するためのものです。後見人は重い責任を負っていますが、その結果として、よりよい本人の保護、生活の向上を実現できるんだ、という観点で広報ができればと考えています。
- △ 今後、行政機関との協議を重ねることになりますので、その中で、お話し

していきたいと思います。

○ 市民後見人について知らない弁護士も多いと思います。市民後見人の数がさほどないので、認知されていません。一般の方に広く知ってもらえば、新聞やテレビが一番効果的だと思います。読売新聞以外の社でも取り上げてもらうのはどうでしょうか。NHKで市民後見人のドラマを制作して放送すれば、広報としての効果は大きいと思います。

□ 現在は、市民後見人の数は多くない状況です。今後、後見事件が増えていくことになりますので、市民後見人について知ってもらうことは大事だと思います。

○ 例えば、市民後見人をニュースにする場合には、1人の市民後見人にずっと付き添って、市民後見人の苦勞なども取り上げていくことになると思います。一般の方に、市民後見人について広く知ってもらうためには、取材が及ぶかどうかわかりませんが、市民後見人についてイベントやセミナーを行うときに、プレスリリースをするなどしていただいで、折に触れて広報をすればよいのではないのでしょうか。

□ 支援センターでは、何か広報活動をしているのでしょうか。

△ 今年2月に、大阪府と大阪市との各支援センターの共同でシンポジウムが開かれ、その中で、市民後見人を務めておられる方の講演がありました。20分程度体験談を語っておられましたが、それを聞いて、私自身でも、市民後見人の意義についてストーンと落ちるところがありました。

裁判所で行う行事についても、プレスリリースをしたらよいということでしょうか。

○ そうですね。

□ 当庁において、憲法週間行事や法の日週間行事を開催するときには、記者クラブにリリースしていることもあります。今後もリリースさせていただければと考えています。

- 裁判所書記官や家庭裁判所調査官に対して、関係機関等が市民後見人について説明していることはありますか。
- △ 成年後見支援センターとの定期的な会合の中で、市民後見人から具体的な体験を御報告いただくことはありますか。
- 裁判所の職員が、市民後見人の体験についてわかっていると、市民後見人を選任できる事案をもっと拾えるのではないのでしょうか。
- 裁判所から郵送する封筒に、目を引くようなメッセージを記載するなどして、費用をかけずに市民後見人について知ってもらうことはできないのでしょうか。
- △ どのような方法がよいか、検討したいと思います。
- △ 行政機関が使用する封筒に、何かメッセージを添えてもらうことができないか伝えることについても検討してみたいと思います。
- 市民後見人の利用促進については、裁判所は、行政機関と連携していく必要があります。

裁判所が行う専門職団体との協議の中でも、今日の委員会でいただいた意見を参考にさせていただきたいと考えています。

- 事前配布資料の「後見等開始の申立てをお考えの方へ」の中で市民後見人について記載することもよいのではないのでしょうか。先ほどの説明では、親族が後見人に選任される割合は少ないとのことですので、原則として親族が後見人に選任されないことが多いとするなど、原則と例外を入れ替えた表現をしてはどうでしょうか。受取側のイメージも変わると思います。
- △ 親族後見人による不正行為が多発したため、現在は、専門職後見人が多い状況となっていますが、事前に不正を防止する措置が整えば、親族後見人も選任していかなければならないという考えもあります。表現については検討したいと思います。
- 親族後見人への支援がされていないように思います。支援がないと人数を

増やすことができないので、手当をしていかなければならないと思います。

△ 親族後見人について、質問があれば裁判所の窓口に来ていただいております。市民後見人ほどのレベルまでではなくても、親族後見人に対する支援として何をすべきか、行政や専門職団体との協議の場でも話し合っているところです。今後の課題として考えていきたいと思えます。